

平成 30 年度

海外短期留学チャレンジ補助事業について

平成 30 年度海外短期留学チャレンジ補助事業を次のとおり実施します。

1 対象となる留学

- (1) 時期
平成 30 年 4 月 2 日(月)以降に出発し平成 31 年 1 月 31 日(木)までに帰国する留学
- (2) 渡航期間
2 週間以上 6 週間以内
- (3) 留学先
英語を公用語とする国又は地域
- (4) 内容
これまで京都府立高等学校の海外研修の実績がある団体等、旅行会社としての信頼性が認められる団体が実施する海外短期留学のうち、週 15 時間以上の語学学習を 2 週間以上実施するもの

2 補助対象人数

15 人程度（書類審査の上、抽選により選考します。）

3 応募方法

- (1) 提出書類
ア 平成 30 年度海外短期留学チャレンジ補助事業応募用紙（様式 1）
イ 対象となる留学であること及び留学に要する経費（概算）がわかる書類の写し
- (2) 提出期日 各学校の定めるところによる。
- (3) 提出先 在籍する学校
※平成 30 年度エディンバラ語学研修補助事業・オーストラリア語学研修補助事業と同時に応募することはできません。

4 応募要件

生徒が次に掲げる要件を満たすことが応募要件です。

- (1) 京都府立高等学校に在学していること。
- (2) 在学している学校の校長により、学校生活に前向きに取り組んでおり、短期留学するにふさわしい人物であるとの証明を受けていること。

5 補助金の額

最大 20 万円（20 万円と補助対象経費の実支払額の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額）

なお、補助金の交付は留学を修了し、帰国した後になります。

6 内定後の流れ

内定された場合、以下の手続等を行っていただきます。

- (1) 内定通知（5 月下旬予定）
学校を通じて文書で内定の決定をお知らせします。
- (2) 事業への参加申込み（随時）

各自で旅行会社へ参加申込み手続きを行ってください。

(3) 補助金の申請（旅行会社への参加申込後）

補助金交付申請書、旅行業者等の発行する領収書（コピー）、旅行代金の内訳がわかる書類（コピー）、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校へ提出してください。

(4) 補助金の交付の決定（申請書提出から約1か月後）

学校を通じて文書で交付の決定をお知らせします。

(5) 留学への参加

(6) 実績報告書等の提出（留学修了後）

帰国後、補助金実績報告書、留学修了報告書及び留学を実施したことを証する書類を学校へ提出してください。

(7) 補助金の交付（実績報告書提出から約1か月後）

提出された書類を審査の上、補助金の額を確定し、学校を通じて文書で通知するとともに、指定の口座に補助金を振り込みます。